

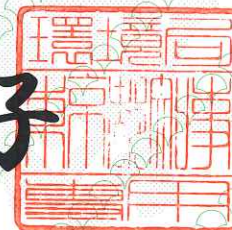
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都練馬区北町七丁目4番8号

氏名 成増興業株式会社  
代表取締役 相原 光良廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項  
第14条の2第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成29年 3月14日

許可の有効年月日 令和 4年 3月13日

## 1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬(積替え保管を含む。)

## (2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、  
金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上12種類)  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

## (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類 (積替え保管に係る限定は裏面のとおり)

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、  
ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上11種類)  
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

## 2 積替え保管施設 (施設詳細は裏面のとおり)

施設所在地：東京都練馬区北町七丁目4番8号

## 3 許可の条件

- (1) 積替え保管施設の作業時間は、原則として8時から17時までとすること。  
(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。  
(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」  
及びその他の関係法令を遵守すること。  
(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

## 4 許可の更新・変更の状況

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 平成 9年 3月14日 | 新規許可                          |
| 平成29年 3月14日 | 更新許可 第4回                      |
| 平成29年 3月31日 | 変更許可 限定の解除 (汚泥)               |
| 令和 元年10月30日 | 変更届 積替え保管できる産業廃棄物の品目追加、保管量の増大 |

## 5 積替え許可の有無 無

## 6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)

認定番号:3-18-B0073



(裏面)

許可番号

第13-10-045878号

## 2 積替え保管施設

施設所在地：東京都練馬区北町七丁目4番8号

積替え保管面積：3,041m<sup>2</sup>

最大保管高さ：2.0m

| 廃棄物の種類   | 保管量       |                      |
|--|-----------|----------------------|
| 汚泥   | ドラム缶 2 個  | 0.40 m <sup>3</sup>  |
| 汚泥、金属くず(廃乾電池に限る。)  | カゴ 2 個    | 0.13 m <sup>3</sup>  |
| 廃油   | 石油缶 10 個  | 0.18 m <sup>3</sup>  |
| 廃酸   | ポリタンク 6 個 | 0.15 m <sup>3</sup>  |
| 廃アルカリ  | ポリタンク 6 個 | 0.15 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類                         | コンテナ 4 個  | 32.8 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず   | 塵芥車 1 台   | 8.26 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃電気機器類に限る。)                               | 直置き       | 6.00 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(特定家庭用機器再商品化法対象物に限る。)                      | 直置き       | 6.00 m <sup>3</sup>  |
| がれき類   | 直置き       | 7.98 m <sup>3</sup>  |
| 廃プラスチック類、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。) | ドラム缶 2 個  | 1.05 m <sup>3</sup>  |
|  | 保管量合計     | 63.10 m <sup>3</sup> |

(以下余白)